

次の対象区域において，建築基準法第86条第1項の規定に基づく認定を
しましたので，同条第8項の規定に基づき公告します。

その関係図書は，京都市都市計画局建築指導部建築指導課において，一般の
縦覧に供します。

平成29年4月5日

京都市長 門川 大作

1 認定事項

認定番号	認定年月日	対象区域
11-003	平成29年3月31日	京都市下京区上之町13番地の3，13番地の10，13番地の17，14番地の2，14番地の7の一部，14番地の24及び38番地の2の一部，同区川端町3番地の8の一部，3番地の9，3番地の18の一部，9番地の2，9番地の4，9番地の7から9番地の9まで，10番地の2から10番地の4まで，12番地及び56番地並びに同区下之町7番地の1の一部，7番地の21の一部，7番地の29から7番地の32まで，7番地の35から7番地の41まで，7番地の42の一部，7番地の43の一部，7番地の44の一部，7番地の46の一部，7番地の47の一部，7番地の48，7番地の51，7番地の53，7番地の56から7番地の60まで，7番地の62，7番地の64，7番地の65，7番地の68，7番地の71，7番地の72の一部，7番地の73の一部，7番地の

		7 4 の一部， 7 番地の 7 9 の一部， 7 番地の 8 1 の一部， 7 番地の 8 9 の一部， 7 番地の 9 1， 7 番地の 9 2， 2 2 番地の 1 の一部， 2 2 番地の 5， 2 2 番地の 7， 2 2 番地の 1 1， 2 2 番地の 1 4 の一部及び 2 2 番地の 1 7
--	--	---

2 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 3 0 分まで(ただし，正午から午後 1 時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)